

# 次期一般廃棄物処理施設整備事業総合支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、香取広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が計画する次期一般廃棄物処理施設（可燃ごみ処理施設、資源化・粗大ごみ処理施設）整備事業の実施にあたり、令和16年4月の供用開始を目指して専門的な知識を要する一連の業務の遂行に、最も適した委託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続きについて必要な事項を定めるものとする。

## 2 委託の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 業務名    | 次期一般廃棄物処理施設整備事業総合支援業務委託（以下「総合支援業務」という。）   |
| (2) 業務内容   | 次期一般廃棄物処理施設整備に係る総合支援業務（詳細については、別紙「次期一般廃棄物処理施設整備事業総合支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載。）           |
| (3) 委託箇所   | 組合構成市町（香取市、神崎町、多古町及び東庄町）区域  |
| (4) 委託期間   | 契約締結日から令和9年3月25日（木）   |
| (5) 提案上限価格 | 2年間で63,370,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）を上限とする。なお、令和7年度上限額は17,460,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）とする。 |

※この金額は契約金額を示すものではない。提案価格書（別紙「第5号様式の1・2」）に記入する価格は消費税及び地方消費税相当額を含まない価格とする。

## 3 実施形式

プロポーザルは公募型とし、技術・価格面の双方から選定するものとする。

#### 4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 香取市入札参加資格者名簿の名簿業種「委託」のうち大分類「土木関係建設コンサルタント業務」、中分類「廃棄物」に企画提案書提出締切日までに掲載されている者であること。
- (2) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会に登録されていること。
- (3) 平成 27 年度以降に国または地方公共団体から、元請として一日あたり処理能力 70 t 以上の一般廃棄物焼却施設に係る施設整備基本計画策定業務を受注し、完了した実績を有する者であること。
- (4) 平成 27 年度以降に国または地方公共団体から、元請として一日あたり処理能力 70 t 以上の一般廃棄物焼却施設に係る P F I 等導入可能性調査業務を受注し、完了した実績を有する者であること。
- (5) 廃棄物関連施設に係る技術的知識と十分な経験を有する、次の資格を持つ技術者をそれぞれ配置できること。(公告日現在で 3 か月以上の雇用関係にある者に限る)

なお、管理技術者と照査技術者は同一人物が兼ねることはできないものとする。

原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休、死亡、退職等の組合が認める理由のほかは認めない。

##### ア 管理技術者

技術士「総合技術監理部門-衛生工学（廃棄物に関する専門分野）」、技術士「衛生工学部門（廃棄物に関する専門分野）」のいずれかの資格を有し、平成 27 年度以降に受注した国または地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設に係る施設整備基本計画策定業務または P F I 等導入可能性調査業務を管理技術者として担当し、完了した実績を有すること。

##### イ 照査技術者

技術士「総合技術監理部門-衛生工学（廃棄物に関する専門分野）」、技術士「衛生工学部門（廃棄物に関する専門分野）」のいずれかの資格を有し、平成 27 年度以降に受注した国または地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設に係る施設整備基本計画策定業務または P F I 等導入可能性調査業務を照査技術者として担当し、完了した実績を有すること。

- (6) 千葉県及び千葉県に隣接する 1 都 2 県（東京都、埼玉県、茨城県）内に本店または、支店を有する者であること。
- (7) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年香取市告示第 113 号）に基づく指名停止措置又は、香取広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 28 年香取広域市町村圏事務組合告示第 3 号）に基づく入札参加除外措置を本業務の公告日から契約を締結するまでの間受けていない者であること。

- (8) 共同事業体・共同企業体でないこと。
- (9) 国税及び地方税について、未納のない者であること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか次の各号に該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は企画提案書提出締切日前 6 ヶ月以内に手形又は小切手を不渡りしたもの。
  - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。
  - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。
- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者でないこと。

## 5 プロポーザルのスケジュール

- (1) プロポーザル参加募集公告  
令和 7 年 5 月 1 日（木）
- (2) 参加申し込みに係る質問書受付期限  
令和 7 年 5 月 14 日（水）正午まで
- (3) 質問書に対する回答期限  
令和 7 年 5 月 19 日（月）
- (4) 参加申込書等の提出期限  
令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 4 時必着
- (5) 参加資格審査及び第 1 次審査結果通知  
令和 7 年 6 月 6 日（金）  
※参加申出者が 5 者以下であった場合は、第 1 次審査を実施しない。
- (6) 企画提案書に係る質問書受付期限  
令和 7 年 6 月 13 日（金）正午まで
- (7) 企画提案書に係る質問書に対する回答期限  
令和 7 年 6 月 18 日（水）
- (8) 企画提案書の提出期限  
令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 4 時必着
- (9) 第 2 次審査（企画提案書審査）  
令和 7 年 7 月 9 日（水）予定
- (10) 第 2 次審査結果通知  
令和 7 年 7 月 16 日（水）

## 6 プロポーザルの参加申し込み

プロポーザルへの参加を希望する者は、次の方法により参加申込書等の提出を行うこと。

- (1) 提出期限 令和7年5月30日（金）午後4時必着
- (2) 提出書類
  - ア プロポーザル参加申込書（第1号様式） 1部
  - イ 会社概要（第2号様式） 1部
  - ウ 業務実績等報告書（第3号様式の1・2） 1部  
配置予定技術者の実績, 経歴等（第4号様式の1・2） 1部  
※業務実績の確認として、TECRISの業務実績・契約書・仕様書の写しを添付すること  
※配置技術者保有資格の確認のため、資格証の写しを添付すること
  - エ 財務諸表の写し（直近1か年度分）
  - オ 納税証明書（直近3か月以内のもの） 1部
  - カ 定款 1部
- (3) 提出場所 〒289-0407 千葉県香取市仁良 300 番地 1  
（香取市役所山田支所内）  
組合事務局業務課施設建設班  
TEL 0478-78-1182  
電子メール [gyoumu@katorikouiki-chiba.jp](mailto:gyoumu@katorikouiki-chiba.jp)
- (4) 窓口受付 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- (5) 提出方法 持参または郵送（持参の場合、土曜日・日曜日・祝日除く）

## 7 参加申し込みに関する質問書受付及び回答方法等

提出書類の作成にあたり質問がある場合は、質問書（第11号様式）に質問内容を記入のうえ、提出すること。

また、質問内容に対する回答は、令和7年5月19日（月）までに随時、発注者ホームページで公表する。

- (1) 提出期限 令和7年5月14日（水）正午まで
- (2) 提出方法 質問書は、前述6(3)に記載する電子メール宛に提出するものとし、組合事務局業務課施設建設班まで受信確認を電話で行うこと。電話、口頭による質問は受付しないものとする。

## 8 企画提案書等の提出及び方法

第2次審査対象者は、別紙「次期一般廃棄物処理施設整備事業総合支援業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照の上、企画提案書を作成し、次の方法により提出を行うこと。

- (1) 提出期限 令和7年7月2日（水）午後4時必着
  - (2) 提出書類
    - ア 提案価格書（第5号様式の1）・業務年度別内訳書（第5号様式の2） 1部（封緘による）
    - イ 企画提案書提出書（第6号様式） 1部
    - ウ 企画提案書（第7・8の1・8の2・9・10号様式） 8部（正本1部, 副本7部）
- ※別紙「企画提案書作成要領」を参照のうえ、作成すること
- エ 上記の電子データを格納したCD-ROM 1枚
  - (3) 提出場所 前述6(3)組合事務局業務課施設建設班
  - (4) 窓口受付 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
  - (5) 提出方法 持参または郵送（持参の場合、土曜日・日曜日・祝日除く）

## 9 企画提案書に関する質問書受付及び回答方法等

企画提案書の作成にあたり質問がある場合は、質問書（第11号様式）に質問内容を記入のうえ、提出すること。

また、質問内容に対する回答は、令和7年6月18日（水）までに随時、発注者ホームページで公表する。

- (1) 提出期限 令和7年6月13日（金）正午まで
- (2) 提出方法 質問書は、前述6(3)に記載する電子メール宛に提出するものとし、組合事務局業務課施設建設班まで受信確認を電話で行うこと。電話、口頭による質問は受付しないものとする。

## 10 参加の辞退

参加を辞退しようとする者は、公募型プロポーザル参加辞退届出書（様式第12号）を1部提出すること。

## 11 審査方法及び委託候補者の決定

審査は、応募者が1者の場合も実施し、2段階審査方式で「次期一般廃棄物処理施設整備事業総合支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」に基づく審査委員会が行う。

なお、第1次審査及び第2次審査に係る審査委員会の会議は、非公開とする。

### (1) 参加資格審査及び第1次審査の実施

ア 参加資格審査及び第1次審査は、参加申し込み提出書類により行う。

イ 第1次審査は、参加申込書の提出が6者以上の場合に実施する。

ウ 別表「評価基準概要」の第一次審査項目による書類審査を行い、5者を選定する。

エ 第5位の者が同点の場合は、全て合格とする。

オ 結果は、令和7年6月6日（金）までに電子メール（第13号様式）で通知する。

### (2) 第2次審査（企画提案審査）の実施

ア 令和7年7月9日（水）実施予定（日時等については、後日、電子メールで通知する）

イ 審査に係る所要時間は、ヒアリング30分程度とする。

ウ 第2次審査に出席できる人数は、管理技術者配置予定者を含む4人以内とし、審査前日の正午までに企画提案審査参加者名簿（第14号様式）により、前述6(3)に記載する電子メールアドレス宛に提出し、組合事務局業務課施設建設班まで受信確認を電話で行うこと。

エ あらかじめ提出した企画提案書等の修正や補足資料の提出は認めない。

オ 提出を求めた企画提案書とヒアリング結果をもとに、委員は別表「評価基準概要」に基づき審査し採点を行う。

カ 前記において審査した各委員の採点を合計し、最も得点が高かった者を優先交渉者とし、2番目を次点交渉者とする。

なお、同点の場合は、提案価格が低い者を上位者とする。ただし、提案価格が提案限度額を超えた者は失格とする。

### (3) 優先交渉者の決定

ア 審査委員会は、選定結果を管理者へ報告するものとする。

イ 管理者は、選定結果の報告を受け、優先交渉者を決定する。

### (4) 審査結果の通知及び公表

企画提案審査の結果は、企画提案審査参加者へ書面で通知し、併せて優先交渉者を組合のホームページで公表するものとする。

## 12 プロポーザルの中止

- (1) 組合は、プロポーザル参加者が、談合しまたは、談合の恐れがある不穏な行動をとる等、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、プロポーザルの執行を延期若しくは、中止することができる。
- (2) 組合は、優先交渉者決定前において、天変地異等やむを得ない事由が生じたとき、プロポーザルの延期若しくは中止をすることができる。
- (3) 前2号の場合における損害は、プロポーザル参加者の負担とする。

## 13 非決定理由の説明

- (1) 第1次審査については、審査内容及び審査結果についての質問または、審査結果に関する異議の受付をしない。
- (2) 第2次審査については、優先交渉者に決定されなかったプロポーザル参加者が、非決定理由の説明を求めた場合、非決定理由の説明を行う。  
また、審査内容及び審査結果についての質問または異議の受付はしない。  
ア 非決定理由の説明を求める場合は、優先交渉者決定通知日（公表）から3日（土曜日・日曜日・祝日除く）以内に書面を持参により提出すること。  
イ 前記により非決定理由の説明を求められた場合、書面（任意様式）により通知する。

## 14 業務委託契約

- (1) 組合は、組合財務規則（昭和62年組合規則第3号）で準用する香取市財務規則（平成18年香取市規則第48号）に基づき、優先交渉者と企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合は、提案価格の範囲で委託契約を締結する。  
なお、協議の際、仕様書の内容を一部変更する場合がある。
- (2) 組合は、優先交渉者との協議が合意に達しない場合または、委託契約を締結できない事由が生じた場合は、次点交渉者と前号の協議を行うものとする。

## 15 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プロポーザルの公正な執行を妨げる不正行為が確認された場合
- (4) 委託契約締結前に前述4に規定する参加資格を欠く者となった場合
- (5) 提案上限価格を超えた場合

## 16 プロポーザルに係る留意事項

- (1) プロポーザル参加者が行う諸書類の作成、提出及びその他プロポーザルに係る一切の費用については、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加者から提出された資料等の返却はしない。
- (3) 提出された提案書等の著作権は作成者に帰属するが、プロポーザルを円滑に実施するために必要な範囲での複製等の作成を行う。
- (4) 提出期限を経過してからの参加申込書等の変更及び差替えは認めないものとする。
- (5) 参加申込書等の提出は、1者につき1件とする。

## 17 事務局

本プロポーザルに係る事務局は組合事務局業務課施設建設班に設置する。

## 18 その他

この要領に定めるもののほか、プロポーザルにおいて必要な事項は、組合が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年5月1日から施行する。

(要領の廃止)

- 2 この要領は、委託候補者と業務委託契約を締結した時点で廃止する。

11(2)オ 別表 評価基準概要

評価基準の概要			評価点		
第1次審査	事業者評価	① 事業者の業務実績	同種業務の実績について、以下の視点で評価を行う。 事業者として、平成27年度以降に受注した一般廃棄物焼却施設に係る施設整備基本計画策定業務の実績について（最大5件まで） （第3号様式の1）	10	
			同種業務の実績について、以下の視点で評価を行う。 事業者として、平成27年度以降に受注した一般廃棄物焼却施設に係るPFI等導入可能性調査業務の実績について（最大5件まで） （第3号様式の2）	5	
	配置技術者評価	② 管理技術者		保有資格について、以下の視点で評価を行う。 総合技術監理部門の資格を保有 （第4号様式の1）	3
				同種業務の実績について、以下の視点で評価を行う。 平成27年度以降に管理技術者として携わった一般廃棄物焼却施設に係る施設整備基本計画策定業務またはPFI等導入可能性調査業務の実績について（最大3件まで） （第4号様式の1）	3
		③ 照査技術者		保有資格について、以下の視点で評価を行う。 総合技術監理部門の資格を保有 （第4号様式の2）	3
				同種業務の実績について、以下の視点で評価を行う。 平成27年度以降に照査技術者として携わった一般廃棄物焼却施設に係る施設整備基本計画策定業務またはPFI等導入可能性調査業務の実績について（最大3件まで） （第4号様式の2）	3
	1次審査 小計			27	

第2次審査	企画提案書評価	④ 実施方針	実施方針について、自社で請け負った際の強み等を含め記載すること。 (第7号様式)	3
		⑤ 実施体制評価(施設整備基本計画策定業務)	施設整備基本計画策定業務について、業務の円滑な遂行に必要と考えられる実施体制(人員配置,保有資格,バックアップ・フォロー体制等を含む)とその根拠及び効果について記載すること。 (第8号様式の1)	10
		⑥ 実施体制評価(PFI等導入可能性調査業務)	PFI等導入可能性調査業務について、業務の円滑な遂行に必要と考えられる実施体制(人員配置,保有資格,バックアップ・フォロー体制等を含む)とその根拠及び効果について記載すること。 (第8号様式に2)	5
		⑦ 業務工程	業務工程について、令和9年3月25日を期限とする自社で請け負った際の事業全体スケジュールについて、適正な業務遂行や工程管理の方法等を含め記載すること。なお、業務期間の短縮や業務の品質向上のため提案価格の範囲内で仕様書に記載のない事項を追加することは妨げない。 (第9号様式)	5

第2次審査	企画提案書評価	⑧ 提案テーマ	<p>提案テーマ1 作業部会・選定委員会の運営支援について</p> <p>「施設整備基本計画策定業務」において、各6回程度の開催を想定している作業部会及び選定委員会の運営支援に関し、事業への理解度が異なる構成委員に対し、次期施設の整備方針や必要な知識の共有を図り、会議等の運営及び意思決定を円滑に行うための実施計画について記載すること。</p> <p>なお、作業部会においては構成市町によって差異のある収集運搬、中間処理の方針について検討を行う予定となっている。</p> <p>(第10号様式)</p>	10
			<p>提案テーマ2 事業者の参入意欲向上に向けた取り組みについて</p> <p>事業者(プラントメーカー)の参入意欲向上に向け、事業者選定アドバイザー業務において留意すべき事項やその他業務の過程で、有効と考える施策について記載すること。</p> <p>(第10号様式)</p>	10
			<p>提案テーマ3 既存最終処分場浸出水の処理方針について</p> <p>建設予定地に隣接する既存最終処分場浸出水について、現在、焼却施設の冷却水等に利用し、完全クロズド方式で運用を行っている。次期施設稼働後に考えられる浸出水の利用方法及び処理方法について、新施設の管理運営等も含め検討し、有効と考える施策について記載すること。</p> <p>(第10号様式)</p>	10
	⑨ 見積価格評価	<p>得点 = 配点 20 点 × (最低提案価格 ÷ 提案価格)</p> <p>※小数点第3位以下四捨五入</p> <p>※提案限度額を超えたものは失格</p> <p>(第5号様式の1・2)</p>	20	
2次審査 小計			73	
1次審査 + 2次審査 合計			100	